

米トレーサビリティ制度

一般消費者へ周知図る

中国四国農政局
津山商業高校生ら 特別委員に任命

農林水産省中国四国農政局は、米トレーサビリティ制度の一般消費者への認知度向上を目指し、推進活動を行う。津山商業高校(山北)の3年生11人と教職員4人を特別委員として任命した。生徒たちは、ポスター作成やアンケートの実施、インターネットのホームページ制作し、昨年7月に完了。

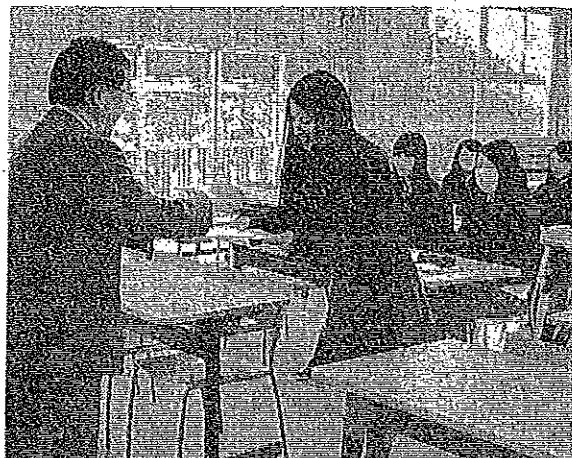
にリンクを張るなどして周知を図っていく。国は、平成20年に発覚した非食用に限定された事故米であることを見守り、輸出した不正流通事件を受け、米穀などの取引記録の作成・保存、产地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)を制定し、昨年7月に完了。

農政局は、米トレーサビリティ制度の一般消費者への認知度向上を目指し、推進活動を行

う津山商業高校(山北)の3年生11人と教職員4人を特別委員として任命した。生徒たちは、ポスター作成やアンケートの実施、インターネットのホームページ制作し、昨年7月に完

にリンクを張るなどして周知を図っていく。国は、平成20年に発覚した非食用に限定された事故米であることを見守り、輸出した不正流通事件を受け、米穀などの取引記録の作成・保存、产地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)を制定し、昨年7月に完

食べでもらいたいと協力を求めた。そして、制度の詳しい説明のほか、広く消費者に知つてもらうために具体的に何をするべきよいかを生徒らと検討した。生徒たちは同局から9月に依頼を受け、市内の商店街でチラシを配るなどの活動をしている。



特別委員に任命される津山商高生